

令和2年9月一般質問(2年9月2日)

1. 公共施設再配置PFI事業見直しの進捗状況について

- (1)事業の見直しにより新設や改修などを取りやめましたが、市長は就任して3年を経過した現在、見直しの成果をどのように評価していますか。
- (2)事業の見直しにより契約業者との協議が難航し、増加費用訴訟、調停、矢作建設工業株式会社との紛争、損害賠償請求訴訟、住民監査請求、住民訴訟など多くの懸案事項が生じているが、どのように捉えていますか。
- (3)事業の取りやめや事業内容の変更など、見直しに係る経費の試算及び節減効果はどうですか。
- (4)事業の見直しにより必要となった経費(人件費、訴訟関係費用、増加費用、補償費用等)はどうですか。また、その経費の効果はどうのように反映されると考えていますか。
- (5)事業の見直しによる諸問題について、市長の考えはどのようにですか。

ア. 平成29年度分の増加費用が確定されたが、平成30年度分と令和元年度の増加費用は、内容が整理できたら協議により金額を確定したいということだったが、協議の進捗状況はどうですか。また、支払いがおくれれば金利や遅延損害金が増加すると思われるが、どのようにですか。

イ. 吉良支所棟は、増加費用とは別に矢作地所株式会社に対する金利や遅延損害金の支払いが発生すると思われるがどうですか。また、当初契約では、一昨年の4月にオープンしていた事業であり、これに対する逸失利益分が発生すると思われるがどうですか。

ウ. 吉良支所棟と同様に、着工がおくれているアリーナ棟も増加費用が発生すると思われるが、どのようにですか。また、対米住宅と巨海住宅は解体しないこととなり、損害金が発生すると思われるがどうですか。

エ. 吉良中学校は地盤沈下や破損が著しいとされ、教育委員会から建てかえの要望がされているが、今後の計画はどのようにですか。また、吉良町民の声をどのように受けとめていますか。

オ. 事業の見直しにより、本来のPFI事業が機能しない中で、事業実施の財源を確保するため財政調整基金の取り崩しに至ることはないですか。

- (6)今年の施政方針では、市長は拙速にならないよう粘り強く見直しを進め、早期解決を目指すとされています。また、今までの協議はかみ合った議論ができなかったので、今後は柔軟な体制で協議を進めるとしているが、早期解決のめどはいつを指していますか。また、解決に向けた協議内容及び協議結果はどうですか。

- (7)事業の見直しによるPFI事業の今後のビジョン及び公共施設再配置の今後のビジョンはどうですか。

2. ニュージーランドポリラア市との姉妹都市提携のあり方について

- (1)姉妹都市提携による交流は、自治体に文化的、行政的、経済的効果をもたらすとされています。実績に対する評価と現状をどのように捉えていますか。

(2)姉妹都市提携の機能を発揮するための方策を、どのように考えていますか。また、今後のビジョンはどのようにですか。

3. 観光事業推進のためのソフト面の充実対策について

(1)西尾市を訪れる観光客へのおもてなしとして、市民から積極的に挨拶をするよう取り組みませんか。

(渡辺信行) 市民クラブの渡辺信行です。ただいまより一般質問を行います。議題1. 公共施設再配置PFI事業見直しの進捗状況について。

PFI事業について誰もが思うことは、山積している課題を早く解決して、適正な公共施設再配置を進めていただきたいということです。そして、議員としてPFI事業の当初契約、見直しに伴う事業内容から予算計上に至るまで、議決をしている責任の重さを自覚して議題に上げました。

公共施設再配置PFI事業は、中村市長が当選して以来、悩みの種であったと思います。任期の最終年を迎えるも解決に至らず、まだ先行き不透明な状況にあります。見直しの良否についての答えはこれからであり、最終的には市民が判断するものと思います。

この問題は、過去に数えきれないほど一般質問に取り上げられましたし、業者からの提訴や住民訴訟、住民監査請求など異例な状態にあります。特に目立ったのは報道機関の掲載であり、市内外を問わず注目を浴びる事業となりました。PFI事業に取り組んだころは、西尾市方式PFI事業として全国から注目されていましたが、現在は、問題解決が注目されることになりました。

当初契約したのは平成28年6月、エリアプラン西尾と214億7,000万円ほどの事業であります。新設5施設、改修12施設、解体14施設、運営6施設、維持管理160施設となっていました。平成29年7月に中村市長が就任して事業の凍結、見直しを表明され、平成30年3月に事業の検証内容と見直し方針が示されました。その後は、エリアプラン西尾と見直しについて協議をしていますが、契約書第15条第3項の解釈や主張で大きな違いがあり、現在に至っているわけであります。契約どおりに進めた方がよかったです、見直した方がよかったです、今でも賛否両論ありますが、今となっては早期問題解決、そして市民のための公共施設再配置にすることあります。

個人的に思うのは、事業として吉良スポーツドームや温水プールなどは夢のある事業であったと思います。現状は、施設の建設はとまっていますし、一色支所は放置状態であり、ここにきて仮囲いを撤去して津波一時待避所として使用できるようになりました。吉良支所棟は、当初計画では一昨年の4月にオープンする予定がありました。一昨年の12月に買い取ってから放置状態であり、今年の5月にやっと改修工事の入札を終え、支所機能は来年の1月、生涯学習機能は来年の4月の供用開始で進められています。1年半にわたる放置状態、3年近くにわたる供用開始のおくれであります。協議に問題があったとしても、工事費の無益な税金投入と無駄な時間の経過であります。

それでは、質問に入ります。過去に同じような質問が幾度となく取り上げられましたが、明確な答弁が得られておりませんので、今回はわかりやすく答弁願います。

質問要旨(1)見直し前は新設で計画されていたのが5施設でしたが、4施設は建設しない。改修で計画されていたのが12施設でしたが、2施設は改修しない、1施設は解体。解

体で計画されていたのが 14 施設でしたが、3施設は解体しない、2施設は変更、それと運営については6施設が4施設に見直されました。大きな変更であったため、SPCと協議が難航したわけであります。

質問要旨(1)事業の見直しにより新設や改修などを取りやめましたが、市長は就任して3年を経過した現在、見直しの成果をどのように評価していますか。

(市長) 渡辺議員がおっしゃるとおり、当初、PFI事業として契約したのは、新設、改修、解体を併せて 31 施設と運営、160 施設の維持管理を含めた大規模な一括契約でありました。当初より契約内容そのものに賛否両論がある中で、地域の拠点となる既存施設を壊し、新たな施設をつくるなど、市民感情からも納得していただくことが難しい事業であることから、見直しを決断したものであります。見直し方針では、新設5施設のうち4施設を建設しないなど、大規模な内容となりました。

見直しの方法、いわゆる業務要求水準書の変更について、SPCとの解釈の違いにより協議がうまく進まなかつたことは事実であります。これまでの協議については反省点もあり、今後に生かしたいと考えております。また、事業が進まなかつたことで市民にご迷惑をおかけしたところも反省すべきであり、この点についてのご批判は真摯に受けとめております。

見直しによる事業については、進捗がおくれた面は否めませんが、当初の予定どおり改修、解体するとしている施設については、7月 29 日付で事業日程の変更等について合意をしたところであり、事業の早期進捗に向けてSPCと協議を続けております。他の見直し対象となつた事業については、現在、裁判所の調停において公平中立な立場の調停委員会から、双方に対して解決に向けて助言をいただいております。調停による協議を誠実に進め、双方で合意できるよう話し合いを進めていきたいと考えております。

(渡辺信行) 市側もSPCも、それぞれ言い分があるとしても、契約の甲と乙ですので、両者とも反省すべきところは反省し、前進のできる解決に向けた協議をしなければなりません。市長は新聞のインタビューで、見直しの考えに隔たりがあり、ボタンのかけ違いが協議に影響していることは否めないと発言していますし、また対立の原因として、市側のメッセージが違った趣旨でSPCに伝わってしまったとも発言しています。SPCもインタビューで誠実に協議すると言っていますので、両者とも誠実な協議に努めていただきたいと思います。

質問要旨(2)事業の見直しにより契約業者との協議が難航し、増加費用訴訟、調停、矢作建設工業株式会社との紛争、損害賠償請求訴訟、住民監査請求、住民訴訟など多くの懸案事項が生じているが、どのように捉えていますか。

(資産経営局長) 行政と民間企業という立場上、手続や重視すべき点の違いもあり、市の考え方や思いが相手方に正しく伝わらず、また対面してかしこまって協議をすることで、まさに對峙している構図をつくり上げてしまうこともありました。この点は、市としても反省すべきところであり、現在は大きな枠組みについては調停で、並行して直接の協議をと、協議事項に応じて適宜、対応者や実施方法を選択し、不信感を生じないよう配慮しながら協議しています。調停及び直接の協議を通して、懸案事項につきましては早期解決できるよう鋭意努力してまいります。

(渡辺信行) 再質問します。契約の解釈についても協議にしても、4人の代理人弁護士が大きく関与していると思います。市側と弁護士は連携を密にしていますので伺いますが、弁護士の見解、弁護士は懸案事項をどのように捉えているのかお聞きします。

(資産経営局長) 弁護団には、市が見直し方針を実現するための合理的手段、方法を検討していただいております。

一方で、行政を規律する法令や手続等により、市が紛争の解決手段を自由に選択し、迅速に実行することが困難であることも弁護団には十分認識していただいているところであります。見直し方針実現と同様、懸案事項の早期解決をという点におきましても、引き続き弁護団と連携を密にして進めてまいります。

(渡辺信行) 次の質問要旨に入ります。市長が見直しに着手したのは、事業のあり方や進め方、具体的な事業の内容について問題があると考えたからだと理解しています。そして3年間、事業の見直しを進めてきましたが、当然のこと見直すからには、見直し前にまさる効果が伴わなければなりません。公共施設の再配置については、将来的な財政負担の軽減と市民サービスの向上という課題を両立させることが命題であったことから、その効果は、つまり孫子の世代を見据えたものでなければなりません。そして、その効果により、西尾市政にとっての成果があらわれ、その成果が長く市民に実感していただけるようにすることが責務であります。また、見直しによって得られる成果を、もっと市民に理解していただけるように説明していく必要があります。多くの市民は、見直しの現状はどうなっているのか、見直しの先行きはどうなるのかといった疑念に包まれていると感じています。

そこで、質問要旨(3)と質問要旨(4)について、公共施設再配置の根幹であります将来にわたる財政負担の軽減にポイントを置いて質問いたします。

見直しにより、PFI事業から幾つかの事業を取りやめました。事業を取りやめれば、PFI事業としての経費が縮減されるのは当然のことですが、西尾市政全般として捉えれば、取りやめた事業の内容によっては市民サービスの向上という観点からも、代替事業や代替経費が必要になります。よって、PFI事業から代替事業へと変更していくことにより、経費のプラスマイナスが生じてきます。これらを含めて、どのような試算をしているのか、見直し効果をどのように計算しているのかお聞きします。

これまでに幾度となく議会にて質問されていますが、明確な答弁の記憶がありませんし、6月の一般質問で代替事業の試算は規模等の問題があり、想定できないという答弁がありました。難しいとは思いますが、経費の試算をせずに事業を進めるなどということは考えられません。損害賠償の算出等が困難なことは理解できますが、事業費ですので金額を示して答えていただきたいと思います。

なお、平成30年度末に業務要求水準書の変更通知で取りやめた事業の削減が約58億円という数字は頭にありますが、代替も含めての試算でお願いします。

質問要旨(3)及び質問要旨(4)については、8カ月前の1月の部会において、一般質問にてお聞きすると伝えてありますので、明確に答弁願いたいと思います。

質問要旨(3)事業の取りやめや事業内容の変更など、見直しに係る経費の試算及び節減効果はどのようにですか。

(資産経営局長) 平成31年2月25日付の業務要求水準書変更通知において、変更後のサービス対価を通知しており、税抜き金額で約140億円あります。

今後、協議を誠実に進め、サービス対価を確定していきたいと考えております。

また、市民が望まない施設をつくることにより、長期にわたり、その施設を維持管理運営する経費が発生することになります。このような経費を省くことが一番の財政的な効果があると考えていますが、どれほどの削減効果があるかは算定できません。

(渡辺信行) 今の答弁の中に、市民が望まない施設をつくることとありました。そのまま受けとめれば、市側の当初計画は何だったんだということです。関係していた多くの職員は振り返ってみてください。それと、節減効果は算出できないということですが、正しく言えば、算出していないということだと思います。将来計画がきちんとすれば、それなりに算出できると思います。PFI事業の実施に向かっていた平成27年度当時の資料を見てみたら、データとして事業ごとに財務効果や供給効果などが示されています。言葉ではなく、予想としての金額を示していただきたかったです。

再質問として、吉良中学校や住宅の建てかえなど、個々の試算内容をお聞きする予定でしたか、出されていないということですので次の質問に移ります。

質問要旨(4)事業の見直しにより必要となった経費(人件費、訴訟関係費用、増加費用、補償費用等)はどのようにですか。また、その経費の効果はどのように反映されると考えていますか。

(資産経営局長) 平成29年度以降、見直しにより必要となった経費は、人件費が約2億500万円、弁護業務委託料が約2,400万円、平成29年度の増加費用が約3,500万円で、合わせて2億6,500万円でございます。ただし、人件費は見直し業務だけではなく、PFI事業における運営維持管理事業や公共施設再配置の推進に係る人件費も含まれております。

なお、これらの経費は、見直し方針を実現するために必要な経費であると認識しております。進捗がおくれている面は否めませんが、見直し対象外施設の再開合意など、1つずつ結果が出ているものと考えています。

(渡辺信行) 見直しで必要になった経費の効果が釈然としませんが、質問要旨(3)と同様と捉えておきます。

再質問します。今までに見直しにより生じた費用、支払った費用、9月補正で計上されている分も含めて項目ごとの金額と合計額は幾らになるのかお聞きします。基本設計料で言えば、アリーナ棟、多機能型市営住宅、寺津温水プール、子育て支援センターいっしきがあると思いますし、買い取り施設では吉良支所棟、それと令和2年9月分までの増加費用が考えられます。どのようにですか。

(資産経営局長) きら市民交流センター(仮称)アリーナ棟は、基本設計費用とアスベスト調査費用を合わせて 4,053 万 6,401 円、多機能型市営住宅は基本設計費用とアスベスト調査費用合わせて 2,986 万 5,132 円、寺津温水プール(仮称)は基本設計費 714 万 8,196 円、子育て支援センターいっしきは基本設計費 155 万 4,120 円でございます。きら市民交流センター(仮称)支所棟の買取り費用は、消費税等含めて9億 2,882 万 1,600 円でございます。増加費用につきましては、本年3月 26 日に判決が言い渡された平成 29 年度分と仮囲い撤去分、そしてこの9月定例会に追加提案させていただきます平成 30 年4月1日から令和2年9月分まで、遅延損害金と消費税等を含めますと1億 2,680 万 2,859 円でございます。これらの合計は 11 億 3,472 万 8,308 円となります。

(渡辺信行) 次に、質問要旨(5)であります。市長は、PFIを否定するものではないと言っていますし、PFI事業は合併後の公共施設の圧縮と歳出削減を図り、持続可能な健全財政にすることを最大の目的としています。現状は、進捗がおくれ見直し費用も莫大となり、大変厳しいと言わざるを得ません。

そこで、諸問題についてピックアップして何点か考えをお聞きします。

質問要旨(5)事業の見直しによる諸問題について、市長の考えはどのようにですか。

ア、平成 29 年度分の増加費用が確定されたが、平成 30 年度分と令和元年度の増加費用は、内容が整理できたら協議により金額を確定したいということだったが、協議の進捗状況はどうですか。また、支払いがおくれれば金利や遅延損害金が増加すると思われるが、どうですか。これにつきましては、増加費用が議案審議となりますので、一般質問として割愛します。

イ、吉良支所棟は、増加費用とは別に矢作地所株式会社に対する金利や遅延損害金の支払いが発生すると思われるがどのようにですか。また、当初契約では、一昨年の4月にオープンしていた事業であり、これに対する逸失利益分が発生すると思われるがどのようにですか。

(資産経営局長) SPCからは、平成 30 年4月から 12 月分のきら市民交流センター支所棟工事中止金利費用が、中止対応費用として請求されています。しかし、請求内容からでは、この費用の法的性質が明らかにならず、SPCに確認をしているところでございます。

また、事業契約書に基づき、支払うべきものは支払うという姿勢は従来と変わりありませんが、市が支払うに当たっては根拠となる契約書の条項、十分な裏づけとなる資料が必要であり、その内容を精査した上で適正な対応をしてまいります。

(渡辺信行) 再質問します。先ほど答弁ありました中止対応費用は請求されているということです。たしか 1,800 万円だったと思います。支払うべきものは支払うということですが、逸失利益分、金額はわからないとしても発生はするという解釈でよろしいですか。

(資産経営局長) 市が支払うべきものか否かについては、その費用の名称や発生はあらかじめ決められるものではなく、具体的損害の性質、立証の過程及び法令等の解釈により該当性を判断するものと考えております。

(渡辺信行) ウに移ります。吉良支所棟と同様に、着工がおくれているアリーナ棟も増加費用が発生すると思われるが、どのようですか。また、対米住宅と巨海住宅は解体しないこととなり、損害金が発生すると思われるがどのようですか。

(資産経営局長) 事業契約書に基づき、支払うべきものは支払うという姿勢は従来と変わりありませんが、先ほども申し上げましたとおり市が支払うに当たっては、根拠となる契約書の条項、十分な裏づけとなる資料が必要であると考えております。

また、業務要求水準書の変更通知により生じる増加費用または損害につきましては、昨年4月臨時会で議決いただき、申し立てをしました調停において、中立公平な第三者を交えて話し合いをしていくものと考えております。

(渡辺信行) 再質問します。アリーナ棟について少しお聞きします。

アリーナ棟は規模を縮小、内容を検討して建設することですが、協議は進んでいるのかお聞きします。また、当初計画では、今年の3月にオープンの予定であったと思いますが、供用開始の予定はいつですか。それと、前回の再質問と同じですが、アリーナ棟の増加費用と対米住宅、巨海住宅の損害金は発生するということでよろしいですか。

(資産経営局長) 現時点では、アリーナ棟について協議はできておりませんが、早い時期に建設できるよう進めてまいりたいと考えております。

建設時期については未定であり、供用開始につきましても未定でございます。

なお、繰り返しになりますが、業務要求水準書の変更通知により生じる増加費用または損害につきましては、調停において中立公平な第三者を交えて話し合いをしていくものと考えております。

(渡辺信行) エ、吉良中学校は地盤沈下や破損が著しいとされ、教育委員会から建てかえの要望がされているが、今後の計画はどのようですか。また、吉良町民の声をどのように受けとめていますか。

(資産経営局長) 特に教育施設に関しては、子どもたちの教育環境を少しでもよいものにしたいということは、資産経営局並びに教育委員会も同じ思いであります。見直し方針を踏まえ、吉良地区にお住まいの方のご意見にも真摯に向き合い、教育委員会と調整を図りながら方針を決めてまいりたいと考えております。

(渡辺信行) 再質問します。教育委員会と調整を図りながらということですが、今現在、調整は進んでいるのかお聞きします。

(資産経営局長) 現時点では、具体的な調整は進んでおりませんが、今後、教育委員会の建てかえ計画策定に当たっては十分に調整を図ってまいりたいと考えております。

(渡辺信行) 次に、財政調整基金ですが、年度によって生じる財源の不均衡を調整するために、財源に余裕がある年度に積み立てておくもので、地方公共団体の貯金であります。経済不況等による大幅な税収減によって収入が不足したり、災害の発生による多額の経費の支出が必要になるなど、不測の事態に備えるために積み立てておく必要があるものです。令和元年度末では約68億円でしたが、令和2年度当初予算で21億6,000万円取り崩しました。そして、コロナ関係で4月臨時会で8億円の取り崩し、6月議会で5億円の取り崩しとなりました。コロナ関係は国の交付金があるというものの、経済不況等を考えると財政調整基金を使わざるを得ないと思います。

そこで懸念するのが、PFI事業見直しによる財政調整基金の取り崩しであります。コロナ関係での取り崩しは理解できますが、PFI事業での取り崩しは理解できません。PFI事業のメリットは財政負担の平準化とされており、民間資金調達により財政の安定化を図るものであります。本来のPFI事業が機能しない中で、財政調整基金の取り崩しに至らないかお聞きします。

才、事業の見直しにより、本来のPFI事業が機能しない中で、事業実施の財源を確保するため財政調整基金の取り崩しに至ることはないですか。

(資産経営局長) 今後の協議の進捗によるものであります、事業実施に伴い必要な費用は可能な限り、市の財政やPFI事業以外の事業実施に及ぼす影響を最小限にしてまいりたいと考えております。

今後の見直しの進捗状況にもよりますが、財政調整基金の取り崩しはできるだけ避けられるよう、財政当局と調整しながら進めてまいります。

(渡辺信行) 次に、質問要旨(6)ですが、今年の施政方針、昨年の施政方針ともに早期解決を目指すという表現がされています。本当に早期解決してほしい問題であります。何年かかっていつ解決するのか、中村市長の見直しは、中村市長が解決するのが責務であります。

今年1月10日に企画総務部会があり、その中の質疑で「問題が山積している状況をどのように終結しようとしているのか」と質疑しました。答弁は、「なかなか出口が見えない中で、市の考え方をまとめていく必要がある時期にきていると考えている。まとったら議会にも報告をしていく」ということがありました。あれから8ヶ月です。まとめは進められていると思いますので、お聞きします。

質問要旨(6)今年の施政方針では、市長は拙速にならぬよう粘り強く見直しを進め、早期解決を目指すとされています。また、今までの協議はかみ合った議論ができなかったので、今後は柔軟な体制で協議を進めるとしているが、早期解決のめどはいつを指していますか。また、解決に向けた協議内容及び協議結果はどのようにですか。

(市長) 契約の当事者は市とSPCですが、行政サービスの受益者である市民の存在を忘れてはなりません。SPCとの意見の隔たりはありますが、平行線をたどり続けることなく事業の見直しが実現できるよう、双方で歩み寄りながら、今ある課題について1つずつ着実に決着をつけ、事態を前進させていく必要があると考えています。市民にご理解いただける事業とすることを第

一に、一刻も早い全体の解決を目指してまいります。

今ある課題について結果が出た段階でご報告をさせていただきますが、協議中の内容についてはお答えできませんので、ご了承ください。

(渡辺信行) 再質問します。協議に対する考えはわかりました。解決に向けた協議内容及び協議結果は答えられないということです。答えられない理由をお聞きします。それと、一刻も早い解決を目指すということですが、目標はあるのか、それともなるときになるということなのかお聞きします。

(資産経営局長) 協議中で結果が出ていない問題については、現在、協議を進めているところであり、今後の解決に向けた協議に支障が出ることが考えられますので、お答えできないものです。

また、早期解決のめどでありますか、明確な時期は申し上げられません。一刻も早い解決を目指し、SPCと協議を進めてまいりたいと考えております。

(渡辺信行) 再質問します。問題解決の問題となっている根本はなんですか。皆さんご承知のとおり、業務要求水準書の解釈ではないですか。これを明確にしない限り解決はできないと思いますが、いかがですか。

(資産経営局長) 業務要求水準書の解釈について、双方の考え方には隔たりがあることは事実であります。先ほどもご答弁申し上げましたが、平行線をたどり続けることなく事業の見直しが実現できるよう双方で歩み寄りながら、今ある課題について1つずつ着実に決着をつけ、事態を前進させていく必要があると考えております。

(渡辺信行) 質問要旨(7)に入る前に市長に1点、確認させていただきます。

業務要求水準書の解釈について、双方の考え方には隔たりがあるということですけれども、当初契約は変更されているという認識なのか、変更されていないという認識なのかお聞きします。

(市長) 業務要求水準書の変更によって要求水準は変更されておりますが、契約変更に向けては双方で合意する形で変更していきたいという考え方であります。

(渡辺信行) ということは、私が今質問した、内容の契約の変更というのはされていないという認識でよろしいですか。

(市長) 契約自体が変更されたという認識ではございません。

(渡辺信行) 変更されていないというような認識で理解しておきます。

次に、今後のビジョンでありますか、PFI事業の着地点の考え方としては、見直し方針に沿った内容にすることと発言されています。今後の展望、構想はどのように計画されているのかお聞

きします。

質問要旨(7)事業の見直しによるPFI事業の今後のビジョン及び公共施設再配置の今後のビジョンはどのようにですか。

(資産経営局長) 現在のPFI事業につきましては、平成30年3月に公表した見直し方針に沿った内容で実現できるよう、粘り強くSPCと協議をしてまいります。

今後の公共施設再配置につきましては、平成29年3月に公表しました公共施設等総合管理計画及び長期財政計画をもとに、本年度策定を予定しております個別施設ごとの長寿命化計画、いわゆる個別施設計画に沿って事業を進めてまいりたいと考えております。

施設の老朽化や維持管理コストを鑑みますと、早期の事業着手が求められますが、各施設に関係される地域住民の皆さんや利用者の皆さんのご意見、ご要望を十分にお聞きしながら、関係各課とも十分協議・調整し、公共施設が活力あるまちづくりに資するものになることを期待し、着実に進められるよう努めてまいります。

(渡辺信行) 昨日、令和元年度の決算審査意見について監査委員から発言がありました。覚えてみえると思います。西尾市公共施設と総合管理計画に基づき、積み残しの事業を含めた将来的な全体像と費用の見通しを早急に示されたいという言葉です。7月臨時会では、2人の議員が反対討論を行いました。2人の議員と理事者側の考えに違いがあるとしても、「市長は何をどうしようというのでしょうか」という言葉が記憶に残っています。本当に無益な税金投入と無駄な時間は許されません。

また、アラートという言葉、ご承知のとおり警報という意味であります。記憶にあるのは、北朝鮮の弾道ミサイルの問題が取りざたされたときに使われました。そして、今年はコロナウイルスや熱中症でアラートが発令されました。西尾市も、PFIアラートと言われないよう取り組んでいただくことを願って議題1を終わります。

議題2 ニュージーランドポリルア市との姉妹都市提携のあり方について。

西尾市は平成5年、市制40周年の際にニュージーランドポリルア市と姉妹都市提携を結びました。日本における姉妹自治体提携は昭和30年に始まり、平成に入ってからも年々増加し、平成5年には1,000件を超え、現在に至っては883自治体で1,765件となっています。西尾市が提携したときは、まさにブームというか、はやりの時代でもありました。自治体によっては友好都市とか、親善都市という言葉を使っているところもありますが、国際的な統一基準ではなく、文化交流や親善を目的として結びついた国際的な都市と都市ということあります。西尾市が提携した平成5年から、今年の12月で27年になります。時代の流れとともに社会情勢も変わつておりますので、姉妹都市のあり方を考えてみる必要があると思います。

想像ですが、市長初め、職員はポリルア市と姉妹提携を結んでいることは承知していても、提携のあり方を考えた人は少ないと思います。市民の方は、ポリルア市と姉妹都市提携自体知らない人が多くみられます。中身のある姉妹都市提携、意義のある姉妹都市提携にしていただきたいと思い、一般質問に取り上げました。

姉妹自治体交流には、相互理解や国際親善の推進、地域の振興、活性化、さらには国際社会の平和と繁栄への貢献といったことが期待されています。交流を通じて相手地域のニーズを

的確に把握し、きめ細かな交流を行うことにより、儀礼的な友好親善を目的とするものにとどまらず、人的交流、文化交流、さらには技術・経済交流といった共通の目的を持ち、相互協力まで発展しているものであります。

また、姉妹都市は外国にいる親しい友人とも言われ、自治体に文化的、教育的、行政的、経済的に大きな効果をもたらすものとされています。災害時の非常時に威力を発揮することもあり、例として、阪神・淡路大震災で神戸が壊滅的な被害を受けたとき、世界じゅうから神戸に多くの支援が寄せられましたが、その中で姉妹都市からは被災地が特に必要としている支援物資が的確に届けられたという話もあります。

なお、さまざまな考えがある中で、姉妹都市不要論もあります。グローバル化が進展した現在において、もはや姉妹都市の時代ではないということです。姉妹都市は、かつて住民や自治体に国際交流の手段が少なかった時代の遺物、現在は誰でも自由に海外に行くことができますし、インターネットで情報が地球上を飛び交う時代であり、もはや姉妹都市の時代ではないという説であります。また、姉妹都市交流は、地方財政が厳しい中、お金がかかり過ぎること、市民にとってさほど恩恵がないと言われています。

そこで質問要旨(1)は、評価と現状をお聞きします。姉妹提携は、交流を通じて提携先からの先進的な行政施策に関する情報を入手し、導入することや、青少年の国際対応能力の育成、多文化、共生社会づくりへの寄与、提携先と連携した観光客誘致、ビジネスイベントの誘致など、さまざまな施策があります。西尾市は国際交流協会に委託して、高校生の派遣をしていることは承知していますが、西尾市とポリルア市の状況をお聞きします。

質問要旨(1)姉妹都市提携による交流は、自治体に文化的、行政的、経済的効果をもたらすとされています。実績に対する評価と現状をどのように捉えていますか。

(総合政策部長) グローバル化の進展によりまして、地方自治体が行う姉妹都市交流事業の考え方は、平成5年の締結時と比べ大きく変わっていることは認識をしております。締結以降、両市の訪問団による定期的な訪問、来訪により相互理解・友好親善に努めるとともに、中学生・高校生の訪問団の派遣などにより、地域の国際化と市民の国際交流機会の提供に一定の役割を果たしてきていると思っております。しかしながら、ここ数年においては、高校生の親善訪問団の派遣は継続してはいるものの、財政状況が厳しいこともあり、全体的に以前より縮小してきているのが現状であります。

今後は、Web会議システムや動画共有サービスなどの普及により、外国にいる親しい友人が、より身近に感じられる時代でもありますので、費用対効果も分析し、これまでと違った視点で親善交流を図っていくことも必要であると考えております。

(渡辺信行) 過去には交流も盛んに行われており、一定の成果はあったと思いますが、現在に至っては交流自体乏しい状況にあります。

再質問します。ポリルア市との交流ですが、議会としてはここ数年全くありません。中村市長になってからの3年間でお聞きしますが、行政間の交流はありましたか。ありましたら、どのような内容であったのか、なかつたならば必要性はなかつたのか考えをお聞きします。

(総合政策部長) ここ3年間においては、以前のような行政間の活発な交流はございませんが、全く音信不通になっているのではなく、一昨年度の姉妹都市提携25周年の際には記念の品をいただいており、本市からも西尾市の伝統工芸品「きらら鈴」を送っております。また、昨年度においては、ポリルア市のアニータ・ベーカー市長が新しく就任された際に祝文をお送りするなど、関係の保持に努めているところでございます。

(渡辺信行) 記念品の交換とか、祝文を送る程度のことは交流とまではいかないですので、研究していただきたいと思います。

再質問します。民間も含めて西尾市としての交流はありましたか。ありましたらどのような内容であったのか、なかったならば必要性がなかったのか考えをお聞きします。

(総合政策部長) ポリルア市にあるパタカ博物館には、平成10年8月に姉妹都市提携5周年を記念して、ポリルア市が建設した日本庭園がございます。建設の際には、西尾緑地建設研究会のメンバーが現地で技術指導を行いました。それ以降につきましては、おおむね5年ごとに、直近では平成30年に西尾市国際交流協会から、両市の友情のあかしとしてつくられた日本庭園の整備支援のため庭師を派遣して、民間交流が続けられております。

(渡辺信行) 庭園の管理も5年ごと、私も見ておりますが管理は行き届いておりません。民間も乏しい交流と言わざるを得ません。

次の質問要旨に入ります。かつては、当該自治体の経済力と国際性の象徴でもあった姉妹都市提携という仕組みが、今や自治体にとって過去の産物となり、ひいては当該自治体の住民に無用な負担をもたらす存在となる危険性をはらんでいるのではと懸念されています。社会情勢の変化が著しい現代において、姉妹都市提携という仕組みを捉え直す必要があるように思います。姉妹都市提携の仕組みは、住民にとって海外の人々と交流する機会をもたらす手段ではなく、自分たちの歴史、文化的ルーツを学ぶ重要な手段であり、郷土への意欲を高めることもできることを改めて認識すべきであります。そのために、姉妹都市が当該自治体にどのような機能を発揮しているのか研究すべきと考えます。

質問要旨(2)姉妹都市提携の機能を発揮するための方策を、どのように考えていますか。また、今後のビジョンはどのようにですか。

(総合政策部長) 渡辺議員おっしゃられるとおり、現在では、誰でも、いつでも自由に海外渡航ができ、インターネットで世界じゅうと瞬時に交信ができる状況でございます。しかしながら、姉妹都市提携による交流は、外国にいる親しい友人としての意識を持つことになり、市民の方が直接現地を訪問したり、来訪を受けたりして国際交流の機会を提供することが重要であり、お互いの都市を学習し、信頼関係や特別な連帯感、親近感が生まれ、相互理解、国際理解が深まることになると考えます。

今後は、費用対効果を分析しつつ、姉妹都市提携のあり方を含めて調査研究してまいりたいと考えております。

(渡辺信行) 再質問ですが、ポリルア市にとって西尾市の存在をどのように捉えているのか。パートナーとして必要としているのか、疑問に感じています。西尾市として、ポリルア市の意向はどのように捉えていますか。

(総合政策部長) ポリルア市が本市との姉妹都市提携をどう捉えているか、どういった意向であるかについて明確にお答えすることはできませんけれども、否定的な意見などを伺ったことはなく、さきにご説明申し上げました25周年の記念品につきましては、「この友好関係が発展し続け、文化交流、訪問、姉妹都市としての恩恵を楽しんでいけるものと考えています」といったメッセージとともに頂戴しております。

姉妹都市提携については、頻度、形態、目的にかかわらず、その交流は異文化コミュニケーションを推進するものです。本市といたしましては、ポリルア市から関心を持っていただけるような魅力あるまちづくりと、対外的なシティプロモーションに引き続き注力してまいりたいと考えております。

(渡辺信行) 再質問します。ポリルア市は西尾市だけでなく、ほかの都市とも姉妹都市提携していると思いますが、どのような交流をしているのか把握はしていますか。

(総合政策部長) ポリルア市は、本市のほかに4カ国の4市町と姉妹都市提携をしておりますけれども、それぞれにおいて、どのような交流をされているのかまでについては把握はしてございません。

(渡辺信行) 形式的な姉妹都市提携ではなく、西尾市にとっても、ポリルア市にとっても意義があり、効果のあるものにしていただきたいと思います。もちろん、損得を考えただけのものであつてはいけません。国際交流は人生を豊かにし、人をたくましくし、交流の結果、国民同士の相互理解が深まり、世界平和に寄与するものであります。姉妹都市提携の趣旨を理解した上で、このままポリルア市でよいのか、続けるにしても両市のニーズを満たす交流ができるのか、持続可能な交流体制をどのように構築できるのかなど研究していただくよう課題を投げかけて、この議題を終わります。

議題3は、明るくなる質問を取り上げました。

議題3 観光事業推進のためのソフト面の充実対策について。

今年度の施政方針に、観光に力を入れるコメントがありました。体験型プログラムを組み入れた着地型観光ツアーのメニューの開発や提供、観光ガイドの人材育成など示されています。想定外の展開になったのが東京オリンピック・パラリンピックの延期、外国人観光客の減、コロナウイルスによる旅行者の減少であります。観光事業のハード面の推進は必要ではありますが、ワンステップ上を目指す上で大切だと思うのがおもてなし、いわゆる市民の対応であります。人材育成の観点から、観光ガイドだけでなく市民意識の向上を考え、西尾に訪れる人に対して笑顔や挨拶で迎える体制を整えることを考えてみてはどうかと思います。

挨拶は簡単で当たり前のことと言われるかもしれません、意外とできていないのが現状であります。挨拶をされて気分を害する人はいませんし、人間関係の全ては挨拶から始まり、心と

心のかけ橋をつくる入り口と言われています。さらに、地域においてもコミュニケーションの潤滑油となり、住民の安全につながるものであります。

昨年、彦根城に出かけたときに実感したことですが、それ違う全ての学生が笑顔で大きな声で挨拶をしてくれました。気持ちよく楽しい旅になりました。気になったので、彦根城の近くにある彦根東高校を訪ねたところ、観光地だからそのようにしているのではなく、普段から学校内外を問わず元気に明るく挨拶をする習慣になっているとのことであります。現代は個人主義的な風潮になり、同じ職場でも挨拶をしない、学生も学校の中では挨拶をするが外ではない、家庭の中でもしないということを聞きます。西尾市が観光に力を入れるのであれば観光客に対して、西尾市は明るいおもてなしの観光地と言われるよう取り組んでいただきたいと思います。

なお、西尾市の行事において既に成果を上げているものがあります。一色マラソン大会であります。一色中学校の生徒が毎年 200 人から 300 人、ボランティアとして大会運営に協力しています。ネット、いわゆる参加者が投稿する評価等であります。これを見ますと、中學生の声援で元気が出たとか、中學生の応援に励まされて笑顔になれたなど、感謝の言葉が多く寄せられています。

それでは質問します。質問要旨(1)西尾市を訪れる観光客へのおもてなしとして、市民から積極的に挨拶をするよう取り組みませんか。

(交流共創部長) 観光事業の推進において、新たな観光客の掘り起こしにも増して、リピーターの増加は不可欠であります。

議員ご指摘のとおり、観光は観光地の見学や体験だけではなく、挨拶を通して地域住民と触れ合うことも大きな要素であり、関係者はもとより、地域住民のおもてなし意識の向上は重要であると考えます。西尾市観光基本計画の基本理念に掲げる「おもてなしの心で迎え入れる多彩な魅力と活力がつながる観光のまち西尾」に向け、西尾市を訪れる観光客が、西尾市への好印象と、また来たいと思う満足感を得られるような、関係者や地域住民との協働による市民総ぐるみのおもてなしの実践について、今後も西尾市観光協会と連携して検討を継続してまいります。

(渡辺信行) 今、答弁のありました地域住民との協働が大切でありますので、市民に呼びかけていただきたいと思います。

おもてなしといえば、オリンピックのプレゼンの際に話題になった言葉であります。全国の自治体を調べてみたら、多くの自治体がおもてなし条例を制定しています。来訪者の対応だけでなく、市民と、いわゆる年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず全ての人が心地よい感動を得られるためのものであり、また歴史、文化、伝統、自然等に対する理解と関心を深め、郷土愛と誇りを持つことあります。西尾市も、おもてなしの心を育む地域づくりを協働して推進し、活力に満ちた魅力あるまちづくりの実現のため、今後、条例が制定されることを期待しています。

再質問します。佐久島には多くの観光客が訪れます。平成 27 年度からは毎年 10 万人を超えており、昨年度は 10 万 7,000 人がありました。目標は 12 万人ということで今年も大いに期待しておりましたが、コロナウイルスの影響で大幅ダウンが見込まれています。佐久島の人口は

220人ほどですので、佐久島のイメージアップのためにも、島おこしの団体である島を美しくつくる会や佐久島町内会に依頼して取り組む考えはありませんか。

(交流共創部長) 議員のおっしゃるとおり、地元の方がする挨拶、笑顔はとても大切で、観光客に安心感を与えるおもてなしの基本だと思います。これまで、佐久島観光の会や島を美しくつくる会では、イベントの際には、おもてなしの心を大切にしております。

今後は、さらに積極的に笑顔での挨拶を島が一丸となって取り組み、佐久島が旅のよき思い出となるように努めてまいります。

(渡辺信行) 佐久島活性化事業の推進とともに、笑顔と挨拶で島を訪れる人も、島民にとっても楽しい島になることを願っています。

もう1点、再質問します。教育委員会に、教育現場の観点からの考え方をお聞きします。どのように考えていますか。

(教育部長) 渡辺議員ご指摘のとおり、教育委員会としましても、挨拶はよりよい人間関係を築き上げていく上でも、人と人とのコミュニケーションを深めていく上でも、とても大切であると認識しており、挨拶の励行を指導するよう校長会議でも周知しております。また、学校現場においても同様の考え方から、生徒会や児童会が中心となって積極的に挨拶運動に取り組んでおります。

したがいまして、教育委員会としましても、観光客のおもてなしという観点だけでなく、家庭や地域社会との共同活動を推進するためにも、明るく爽やかな挨拶の定着に引き続き努めてまいりたいと考えております。

(渡辺信行) 観光は、観光施設や景観、文化財や食など大切な要素ではありますが、心に残る思い出は人の出会い、人のつながりだと思います。西尾市が人と出会い、人のつながる観光地になることを願っています。

最後に、中村市長におかれましては、人のつながりを大切にする市政運営、人のつながりを大切にするまちづくりをしていただくことを願って一般質問を終わります。ありがとうございました。